

JOYO BANK NEWS LETTER

2020年6月4日

税金等にかかる預金口座振替手続きに際しての押印省略について

常陽銀行（頭取 笹島 律夫）は、このたび、茨城県内の税金等にかかる預金口座振替のお手続きにあたり、預金口座振替依頼書への押印を省略する取り扱いを開始しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件は、政府が推進する印鑑レスへの取り組みの一環として、納税者から税金等にかかる口座振替のお手続きをする際、届出印の押印に代えて窓口にてキャッシュカードを用いた本人確認を行うことにより、口座振替依頼書のお手続きを印鑑レスで完結するものです。

また、口座振替のご利用が増えることにより、地方公共団体は収納作業の効率化を図ることができます。

なお、今回は、茨城県、常総市、下妻市、常陸太田市、取手市が対象となります。今後、準備が整い次第、他の地方公共団体の取り扱いも開始していきます。

当行は、今後とも、お客さまのお手続きの簡素化を一層進め、利便性向上に努めてまいります。

記

1. 取り扱い開始日

2020年6月5日（金）

2. 取り扱いの内容

項目	現状	変更後
税金等預金口座振替依頼書への押印手続き	押印要	押印不要

※当行窓口で受付する預金口座振替手続きが対象であり、地方公共団体の窓口や郵送でのお手続きの場合は、届出印が必要となります。

以上



常陽銀行

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

常陽銀行

〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5

Tel. 029-231-2151 (代表) www.joyobank.co.jp

<預金口座振替依頼書(例)>

税金等口座振替依頼書

◆納税義務者
住所：〇〇市〇〇町 1-1-1
氏名：〇〇 〇〇

◆金融機関
口座名義人：〇〇 〇〇

◆税目等
市県民税：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
固定資産税：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

届出印

本件後、押印は不要
となります。